

第3回 信州ネイチャーセンター基本方針策定検討会 議事録

自然保護課

○信州ネイチャーセンター基本方針（案）について（資料2～5）

発言者	発言要旨
事務局	<p>山田拓委員が都合により欠席のため事前に資料を確認のうえ、ご意見を頂戴している。一つ目は基本方針の全体的なビジョンや目指す姿が過去の延長線上と異なる新たな視点はどこかわかりづらいという点。二つ目は、基本方針の目指すべき姿を目指す上での課題の解決策が見えない。特に第五章に関して具体策が明確になっていない点。</p> <p>事務局としての方針の新たな視点は、エコツーリズム拠点として自然保護センターの機能強化を図る上で、特にツアーデスクの設置を目指す点。目指すべき姿の具体策については、個々の検討会で議論したいと考えている。</p> <p>山田拓委員のご意見も踏まえて委員の皆様からご意見を頂戴したい。</p>
海津委員	<p>パブリックコメントを踏まえてサステナブルツーリズムに関する説明を基本方針に加えたということで、確かに必要な対応であるとともに、説明書きの内容についても適切だと考える。</p> <p>山田拓委員の指摘と繋がる部分になるが、改めて基本方針を読み返したときに、自然保護センターの何が変わるかが見える形で明確になっていないのでは。</p> <p>基本方針（案）の1ページ目に「自然保護センターをエコツーリズムの拠点として活用し、信州をエコツーリズムの先進地へ」との記載がある。この記述に答える部分が基本方針の中にないと単純な施設機能の見直しや、ツアーガイドの充実だけで終わってしまう。既に基本方針に記載されている内容で構わないので、エコツーリズムの先進地になるためのセンターの役割等について、まとめて記載する項目があるとよいのではないかと。</p>
笹岡座長	海津委員の方から、具体的に修正すべき箇所はあるか。
海津委員	少し時間を。
事務局	サステナブルツーリズムの説明については、県観光部で作成した観光戦略に記載されているサステナブルツーリズムの説明書きを引用している。
笹岡座長	パブリックコメントでドローンに関する意見があった。自然公園法とドローンの関係について現状を中野委員より説明いただければ。
中野委員	自然公園法においては、ドローンを飛行させる行為について規制する項目はありません。とは言うもののライチョウや猛禽類は、ドローンに対して反応するため、規制はないが生息区域内での使用はご遠慮いただきたいとお願いしている。国土交通省の規制区域の対象外になるが、上高地等の公園利用者が多いところも安全のためご遠慮いただきたいとお願いをしている。

笹岡 座長	県で把握しているドローンに対する見解等あれば説明を。
事務局	環境省と同様の見解。
笹岡 座長	以上の見解を踏まえて、基本方針（案）は、ドローンの活用を強調した記載をする必要があるのか。例えば、ドローンの記述を削除して、空撮映像の活用との記載にすることも可能かと思うがいかがか。 これを記載する意義と記載したときの副作用を考える必要があると思うが。
事務局	ドローンの場合、低空を飛行できるので、迫力のある映像撮影ができる等の利点もあると思う。ご了解を得られるのであれば、記載個所の冒頭に「関係機関の合意を得たうえで」等の注意書きを加えたいと思うがいかがか。
笹岡 座長	霧ヶ峰の現場を踏まえた意見等、山田祐子委員いかが。
山田(祐) 委員	霧ヶ峰では、シーズンになるとドローンの対応に関する話が出てくる。地域によって対応が様々かと思うので、一概に判断ができないのでは。
笹岡 座長	どちらにしても「関係機関の合意を得たうえで」や「自然環境の保全に配慮しながら」等の枕詞を入れた方がいいのではと思うが。
事務局	座長の発言にもあった「自然環境の保全に配慮しながら」といった枕詞を基本方針（案）P11 に追記することとしたい。
海津 委員	先ほどの宿題に対する回答。基本方針（案）P7の基本コンセプト②自然・文化を体験できる施設という記述を「自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点施設」としては、エコツーリズムの拠点を明確に基本コンセプトにも記載することにより、ガイド育成、プログラム提供等の機能強化に関する説明がしやすくなるのではないか。 P9に③自然体験機能とあるが、記載をエコツーリズム機能とするか、あるいはエコツーリズムなどの自然体験機能とするか。ここにもエコツーリズムを明確に記載したほうが良いと思うが。
笹岡 座長	P7の基本コンセプト②自然・文化を体験できる施設という記述を「自然・文化を体験できるエコツーリズムの拠点施設」に修正することについては、抵抗がないかなという印象。 P9③自然体験機能に関しては、表題を変更すると修正箇所が大幅に増えることが予想されるため、下段の説明書きにエコツーリズムという単語を追記する方がいいかと思うがいかがか。特にエコツーリズムとサステイナブルツーリズムの関係性を分かるようにしては。
事務局	P9③自然体験機能については、座長ご指摘のとおり原文を活かしつつ、エコツーリズムとサステイナブルツーリズムの関係性を明確に説明できるよう、説明書きの部分を「自然にふれあう体験を求める利用者ニーズに応じた多彩な自然体験プログラムの提供を行うエコツーリズムの拠点施設とし、サステイナブルツーリズムや学びの推進にも寄与します」という記述に修正いかがか。
笹岡 座長	そのような形で海津委員いかがか。よければ、連動してP10の整備

	の方向性についても必要に応じて修正を加えるということになると思う。
海津 委員	(了)
笹岡 座長	<p>P14 (3) 利用者分析と自然保護センターの利便性と快適性の確保の下から3行目に「閉館においてもトイレのみ利用可能」との記述があるが、「閉館時においてもトイレのみ利用可能」に修正願いたい。</p> <p>基本方針の趣旨として、これからの目指す姿、実施したいことを総論的に記載し、具体的な実現策を、個別の検討会で議論することとしている。現場で活躍しているオブザーバーの皆様から見て、総論として記載すべきことが抜けている、また記載することで不都合が生じる等あれば指摘いただき、基本方針の修正が必要か、個々の検討会での議論でいいのかを整理したい。</p>
霧ヶ峰 小松 氏	<p>霧ヶ峰では、パークボランティアによる無料ガイドの提供は、基本方針に記載があるものの実施していない。現状は、センター職員が無料ガイドを実施しているが、同程度のツアー時間や内容で無料と有料のガイドツアーが混在している現状があるため、無料と有料のガイドツアーを区別することが難しいのではないかと現場では思っているところ。</p>
笹岡 座長	<p>霧ヶ峰の検討会では、実際にどのように有料と無料の違いを明確にするのが、議論の一つのテーマになるかなと思う。</p>
海津 委員	<p>基本方針 P9 に有料・無料の双方のツアーの提供を目指すと記載することにより、自然保護センターでは、必ず有料・無料のツアー提供をしなければならないという料金に関する新たな制限が生まれる恐れがある。</p> <p>レベルが違う様々なツアープログラムの提供といった記述に留めてもいいのではないかと。</p>
笹岡 座長	<p>質の高い自然体験プログラムの提供を目指すという観点で記載する趣旨は理解できるが、有料・無料との記載が必要ない箇所は削除するという考え方もある。要するに、すべての自然保護センターが、必ずしも有料・無料のガイドをしなければならないという訳ではないと思うので、そこが分かればいいのでは。</p>
事務局	<p>基本方針に記載された「有料・無料」との記述については、事務局で整理させていただきたい。ただし、ガイドを生業の一部とする人材の充実を目指すといった事務局としての思いもあるので、一部記載は残したい。</p>
笹岡 座長	<p>修正は、後ほどとなるが、現場として誤解を受けない表現となるよう整理いただくとともにオブザーバーの皆様にはご理解いただきたい。</p> <p>他県の状況とも比較して中野委員ご意見いかが。</p>

中野 委員	<p>所長の代理で出席するにあたり基本方針（案）を一読したが、ページ数、フォントの大きさとしても読みやすく、よくできているという感想。環境省でも国立公園にビジターセンターを整備しているが、第4章のネイチャーセンターの機能と方向性については、良くまとめられており、どの施設でも活用できると思ったところ。</p> <p>第6章の広域連携について、例えば上高地では、4割強の観光客が岐阜県の平湯側から上高地に入っており、岐阜県でも平湯ビジターセンターを整備し、連携を図っているところ。志賀高原でも県のビジターがあり、群馬県側に環境省の万座しぜん情報館があるので、長野県内だけでなく連携が図れれば、ぜひ霧ヶ峰での取り組みが成功し、近隣にも波及していくことを期待したい。</p>
笹岡 座長	<p>国立公園も国立公園も県境を越えるところがあるので、人の流れに合わせた広域連携について実現していただければと思う。</p> <p>パブリックコメントの中で避難場所提供機能に関する意見があったが、避難場所と明確に記載することで、必要以上に義務感を感じる点はないか。</p>
事務局	<p>避難場所という言葉は法令用語でもあり、防災上の避難施設だと誤解される懸念もあるため、退避場所等の表現に修正することとしたい。</p>
海津 委員	<p>パブリックコメントに対する県の考え方で、基本方針策定後に自然保護センター毎に検討するといった回答が見られるが、そういった基本方針の性格・性質について基本方針に記載する必要はないのか。</p>
事務局	<p>資料2のNo.1の意見に対する県の考え方にも同様の趣旨の記載があるが、海津委員ご指摘のとおり、本方針は各センター共通の課題に対応するための方向性を示すものだが、記載されるすべての機能を全センターが有するべきということでは必ずしもなく、各センターの特徴に応じて関係者で協議し、機能強化策を具体化するという本方針の性格に関する記述と、今後、各センターにおいて本方針に基づき具体化していくための指針ですといった説明が欠けているため、その旨を追記したいと考えている。</p>
山田(祐) 委員	<p>資料2のNo.5と同意見になるが、現地で活動している人にとって、センターの必要性をものすごく感じている。ただし、必要性が中々、行政側に伝わらない点もあるので、地元の関係者を中心に良い方向に議論が進んでほしい。</p>
笹岡 座長	<p>それでは、意見も出尽くしたようですので、事務局には、今回の検討会の意見を基本方針（案）に反映していただきたいと思います。</p> <p>ここで委員の皆様お諮りします。今回のご意見を踏まえた、基本方針（案）の修正については、座長一任ということでした承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【異議なし】</p>

	<p>それでは、皆様で集まる機会はこれで最後になりますので、今後の修正については、座長一任でお願いします。</p> <p>以上で、議論を終わりにしたいと思います。</p>
事務局	<p>基本方針は9月までに公表予定。公表後、霧ヶ峰自然保護センターの検討会を実施予定。</p> <p>(了)</p>
	<p>(会議終了)</p>